

沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、「国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律」の精神に基づき、循環型社会の構築を目指し、これまで廃棄されていた不要物等を再生資源原料として使用した建設資材（以下、「リサイクル資材」という。）の使用を促進させるため、沖縄県土木建築部が実施する「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」（以下、「認定制度」という。）について定める。

(定義)

第2条 この要領における用語は、次のとおりとする。

評価基準： リサイクル資材の評価認定基準

評価委員会： リサイクル資材の品質・性能等が評価基準等に適合するものか審議し、評価する機関

事務局： 認定制度に関する取りまとめを行う機関

審査等機関： 認定資材に係る認定の申請の受付、審査、評価委員会の運営等の事務を行う機関

認定資材： 評価委員会により評価基準等に適合するものとして評価され、沖縄県知事から認定された資材

認定マーク： 認定資材に付けることが認められるマーク

申請者： 評価を新たに申請しようとする者及び認定の更新を申請しようとする者

工場審査： 新規申請または更新申請において評価基準への適合状況を確認するため工場にて行う審査

工場検査： 認定を受けた者に対して、認定資材の評価基準への適合状況確認するため任意で実施する検査

第2章 リサイクル資材の評価事業

(評価基準等)

第3条 沖縄県知事（以下、「知事」という。）は、建設工事でリサイクル資材の使用を考慮し、その評価基準を別に定め公表する。

(評価委員会)

第4条 知事は、評価に関する事項を審議するため学識経験者等からなるリサイクル資材評価委員会を設置する。

2 評価委員会の運営等に係る事項については、別に定める。

(認定資材の募集)

第5条 審査等機関は、評価基準の定められたリサイクル資材の申請を、年1回以上、期間を定めて募集する。なお、この募集については、インターネット等で公表する。

(申請者の要件)

第6条 申請者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 リサイクル資材の製造者。ただし、県内の製造者に限る。
- 二 リサイクル資材の販売者その他当該材料の供給に携わるもので、品質管理について、自らの責任で管理できる者。

(申請者及び認定を受けた者の欠格要件)

第7条 申請者及び認定を受けた者は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するもの。
- 二 リサイクル資材の製造業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられたもの。(なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、他法令違反に係る行政庁の指導等が累積するなど、上記と同程度と認められるもの)

(新規申請)

第8条 申請者は、申請書類(様式1~5、様式11)に必要書類を添付して審査等機関が年度ごとに定めた期日までにリサイクル資材の評価を申請するものとする。

2 申請に係る費用は申請者自ら負担する。

(不誠実行為の禁止)

第9条 申請者は、評価認定の申請に当たって、試験結果のねつ造、事実と異なった申告等の不誠実な行為を行ってはならない。

2 認定を受けた者は、認定資材の製造・販売に当たって、不誠実な行為を行ってはならない。

3 認定を受けた者は、第19条の利用実績等の報告に当たって、試験結果のねつ造、事実と異なった報告等の不誠実な行為を行ってはならない。

(審査等機関による審査)

第10条 審査等機関は、申請されたリサイクル資材について評価基準への適合を審査する。

2 審査等機関は、申請者に対し工場審査を実施する。

3 審査等機関は、必要な場合、申請者に対し、評価基準への適合を確認するための品質・性能、環境に対する安全性等を確認するための試験の実施を指示することができる。

4 審査等機関は、申請されたリサイクル資材の審査結果について、すみやかに知事に報告しなければならない。

(評価委員会への付託)

第11条 知事は、前条第4項で審査等機関から報告を受けた申請案件について、評価委員会にリサイクル資材の評価について付託する。

(評価委員会による審議及び評価)

第12条 評価委員会は、付託された申請案件について、次の事項を審議し、リサイクル資材として評価する。

- 一 評価基準に対する適合
- 二 建設資材としての総合的妥当性

(認定証の交付、評価資材リストの作成)

第13条 知事は、前条第一号及び第二号に適合していると認められた申請案件について、認定資材として認定し、申請者に認定証を交付する。

- 2 第8条による申請についての審査結果通知又は認定証の交付については、審査等機関が申請を受理した年の末日までを原則とする。
- 3 知事は、認定証を交付した認定資材について、認定資材一覧をインターネット等で公表する。

(認定マークの表示等)

第14条 認定を受けた者は、認定資材について認定マークを表示して販売することができる。

- 2 製造者及び販売関係者等は、認定証の交付を受けずに認定マークと誤認のおそれのある表示を行ってはならない。

(認定を受けた者の責務)

第15条 認定を受けた者は、当該認定資材について評価基準及び知事が別に定めるリサイクル資材の品質管理要領に適合するよう、品質・性能等の維持並びに環境に対する安全性の管理等に努めなければならない。

(認定証の有効期間及び更新申請)

第16条 認定証の有効期間は交付された日から原則3年とする。

- 2 認定を受けた者が認定証の有効期間の後も引き続き認定資材として存続させようとする場合(以下、「更新」という。)は、申請書類(様式6)に必要書類を添付して審査等機関に申請をしなければならない。この場合、更新申請中のリサイクル資材については、前項の有効期間にかかわらず当該年度の認定更新を決定する期日までは認定資材とみなす。
- 3 審査等機関は、更新にあたって認定を受けた者に対し工場審査を実施する。
- 4 審査等機関は、工場審査の実施に併せて、認定を受けた者に対し認定資材の評価基準等への適合を確認するための品質・性能、環境に対する安全性等を確認するための試験についても、必要に応じて実施させることができる。
- 5 申請に係る費用は申請者自ら負担する。

(認定証の更新)

第 17 条 審査等機関は、前条第 3 項及び第 4 項の結果についてすみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、審査等機関より報告を受けて、引き続き第 12 条第一号及び第二号に適合していると認められた申請案件について、認定資材として認定し、申請者に認定証を交付する。

(工場検査)

第 18 条 知事は、認定資材の品質管理状況等の確認のため、認定を受けた者に対し、審査等機関に現地での工場検査を実施させることができる。

- 2 知事は、工場検査の実施に併せて、認定資材の評価基準等への適合を確認するための品質・性能、環境に対する安全性等を確認するための試験についても、必要に応じて審査等機関に指示し実施させることができる。(様式 20)
- 3 工場検査に係る費用は認定を受けた者が負担する。

(認定資材の利用実績等の報告)

第 19 条 認定を受けた者は、毎年 7 月 31 日までに、前年度の当該認定資材の出荷量実績報告書(様式 7)、当該年度のリサイクル建設資材の価格等の申告書(様式 5)、再生資源納入証明書(様式 2)、リサイクル資材評価基準等適合状況報告書(様式 8)及び認定資材の品質管理結果(直近 1 年以内のものに限る。)等を審査等機関に報告しなければならない。

- 2 認定を受けた者は、当該認定資材について品質上の欠陥もしくは安全上の問題が生じた場合には、遅滞なく審査等機関に報告しなければならない。

(変更等の届出)

第 20 条 認定を受けた者は、次の各号に該当する場合、遅滞無く審査等機関に届出なければならない。

- 一 当該認定資材の申請内容の変更を行おうとする場合(様式 9)
- 二 認定を受けた者が、当該認定資材の製造を中止した場合(様式 10)
- 三 認定を受けた者が、当該認定資材の製造を一時休止した場合(様式 19-1)
ただし、休止の期限は認定証の有効期間の前日までとし、再開する場合認定を受けた者は、第 18 条で規定する工場検査を受けなければならない。(様式 19-2)
- 四 その他、上記以外に知事が必要と認めたもの

- 2 審査等機関は、届出内容を確認のうえ、知事に報告しなければならない。

(変更の取扱)

第 21 条 審査等機関は、前条第一号の変更内容について次の各号に該当する場合はすみやかに知事に報告しなければならない。

- 一 当該認定資材の認定者を追加または変更する場合
- 二 認定証及び認定資材一覧の記載内容に変更がある場合

- 三 変更により、当該認定資材の品質・性能または環境に対する安全性について評価基準への適合状況の確認が必要な場合
 - 四 その他、上記以外に審査等機関が必要と認めたもの
- 2 知事は、前項第三号の評価基準への適合状況の確認が必要と判断した場合は、第 18 条で規定する工場検査を実施させることができる。
 - 3 知事は、変更の内容が評価委員会において審議が必要と判断した場合は、当該委員会へ付託するものとする。
 - 4 知事は、第 12 条第一号及び第二号に適合していると認められた場合、認定内容の変更を認め、必要に応じて認定証を再交付する。

(認定資材の一時使用停止)

第 22 条 知事は、次の各号に該当する場合、認定資材の一時使用停止の措置を講じることができる。

- 一 知事が別に定めるリサイクル資材の品質管理要領に基づき実施する品質管理試験の結果、基準を満たさないとき
- 二 第 16 条第 3 項で規定する工場審査、第 18 条で規定する工場検査における是正指示に応じないとき
- 三 第 16 条第 4 項、第 18 条第 2 項で規定する品質・性能、環境に対する安全性等を確認するための試験の結果、基準を満たさないとき
- 四 第 19 条第 1 項で規定される認定資材の利用実績等の報告を行わないとき
- 五 第 20 条第一号の届出を行わずに当該認定資材を製造したとき
- 六 第 20 条第一号の届出後、第 21 条第 1 項に該当し、第 21 条第 4 項による変更が認められる前に当該認定資材を販売したとき
- 七 その他、上記以外で認定資材の一時使用停止を行う必要があると判断したとき

(認定資材の一時使用停止の解除)

第 23 条 知事は、前条の規定に基づいて行った認定資材の一時使用停止措置について、次の各号により解除を行うことができる。

- 一 前条の各号により一時使用停止となった原因及び改善措置が確認されたとき
- 二 一時使用停止の期間は最低 30 日間とし、前号を満たした場合においても、30 日間経過後に解除とする。

(認定証の取消し)

第 24 条 知事は、認定資材について次の各号に該当する場合、認定証の取消をすることができる。

- 一 当該認定資材の品質・性能並びに環境に対する安全性に欠陥があり、使用上適切でない認められる問題を生じたとき、あるいは、生じる可能性があるとき
- 二 当該認定資材が評価基準に適合しなくなったとき
- 三 第 9 条で規定する不誠実な行為があったと認められるとき
- 四 認定証の交付を受けた者が第 7 条の申請者及び認定を受けた者の欠格要件に

該当したとき

- 五 当該認定資材の製造が中止されたとき
 - 六 第 22 条第二号、第四号の措置により、認定資材の一時使用停止後も審査等機関の指示並びに督促に応じないとき
 - 七 第 22 条第五号の措置により、認定資材の一時使用停止後 30 日を超えても届出がないとき
 - 八 その他、上記以外で認定証の取消しを行う必要があると判断したとき
- 2 知事は、認定証を取り消した場合、申請者にその旨を通知するとともに、すみやかにその旨を公表しなければならない。

(認定資材一覧の管理)

第 25 条 知事は、認定証の期限切れ、申請事項の変更、認定証の取消などに対し、適切に認定資材一覧を管理しなければならない。

(評価基準の変更等)

- 第 26 条 知事は、必要と認めたときは、評価基準の変更・廃止、新規評価基準の作成（以下「評価基準の変更等」という。）をすることができる。
- 2 評価基準の変更等を行う場合は、評価委員会に付託し承認されなければならない。
 - 3 知事は、評価基準の変更等を行った場合、これを公表する。
 - 4 評価基準の変更等に伴って当該認定資材が評価基準に適合しなくなった場合であっても、認定資材の認定証の有効期間内は評価基準に適合しているものとみなす。

(損害に対する責任)

第 27 条 沖縄県及び評価委員会は、認定資材の使用により生じた損害に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(認定資材等の公表)

第 28 条 知事は、認定資材について、必要な事項を公表することができる。

第 3 章 認定資材の率先利用の取組

(沖縄県認定資材率先利用方針の制定)

第 29 条 知事は、沖縄県土木建築部が発注する建設工事での認定資材の利用を促進するため、下記のとおり方針を定める。

- 一 特定建設資材廃棄物^{※1}を原材料とした認定資材
経済性にかかわらず原則使用する。
- 二 一以外の廃棄物を原材料とした認定資材
発注段階において、経済性等を考慮して率先使用する。

三 再生資源原料種別による利用の優先順位は以下とおりとする。

優先順位 1：特定建設資材廃棄物^{※1}

優先順位 2：建設資材廃棄物（優先順位 1 以外の建設資材廃棄物）

優先順位 3：一般廃棄物、その他産業廃棄物

※1 特定建設資材廃棄物

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの

（利用検討委員会）

第 30 条 知事は、認定資材の利用促進について審議するためリサイクル資材利用検討委員会（以下「利用検討委員会」という。）を設置する。

2 利用検討委員会の運営等の規定は、別に定める。

（他団体への働きかけ）

第 31 条 知事は、認定資材の利用促進について、市町村、関連機関等への周知に努める。

第 4 章 雑則

（報告等）

第 32 条 知事は、認定資材の認定を受けた者に対し、必要に応じて、必要な事項の報告を求めることができる。

2 知事はこの制度の適正な運用のため、認定資材の認定を受けた者に対し必要な事項を命じることができる。

（事務局）

第 33 条 認定制度の事務局は、沖縄県土木建築部技術・建設業課とする。

（審査等機関の指定）

第 34 条 知事は、審査等機関を指定し、認定制度に係る事務を委託することができる。

（その他）

第 35 条 この実施要領に定めるもののほか、必要なことは知事が別に定める。

附則

この実施要領は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。